

令和4年度 第1回水戸市笠原市民センター 運営審議会

日 時 令和4年7月6日（水）
午後3時00分
場 所 笠原市民センター 研修室

《次 第》

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長及び副会長の選任について

4 あいさつ

5 議 事

- (1) 令和3年度 市民センター利用状況について
- (2) 令和4年度 市民センター運営方針及び重点目標について
- (3) 令和4年度 市民センター定期講座募集状況について
- (4) 令和4年度 市民センター等事業計画（案）について
- (5) その他

6 閉 会

笠原市民センター運営審議会委員名簿

※ 任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）

役職	氏名	備考
	渋江 与一	笠原地区総合自治連合会副会長
	堀江 寛嗣	笠原地区総合自治連合会文化部部长
	池田 節子	笠原地区女性防火クラブ会長
	瀬谷 礼子	水戸市食生活改善推進会笠原支部長
	根本 理恵	笠原市民センター定期講座受講生代表
	江幡 和代	笠原小学校校長

(1) 令和3年度 市民センター利用状況について

【団体別利用状況】

区分	市民センター		社会教育団体		市・県		その他		合計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
4	22	223	6	100	7	110	55	509	90	942
5	34	404	1	11	8	114	44	330	87	859
6	39	485	1	15	9	112	60	561	109	1,173
7	37	463	1	8	9	155	55	480	102	1,106
8	11	161	0	0	1	7	12	102	24	270
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	38	447	0	0	7	110	66	579	111	1,136
11	39	434	2	40	5	70	61	541	107	1,085
12	42	540	5	90	10	168	59	612	116	1,410
1	32	340	1	8	6	63	40	281	79	692
2	17	171	1	10	3	22	27	147	48	350
3	34	347	3	39	4	57	53	486	94	929
合計	345	4,015	21	321	69	988	532	4,628	967	9,952
2年度	274	2,946	43	659	65	888	397	4,195	779	8,688
比較	71	1,069	△ 22	△ 338	4	100	135	433	188	1,264

【図書利用状況】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	2年度	比較
利用人員	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	3	11	△ 8
利用冊数	0	0	0	0	6	0	1	0	1	0	0	0	8	40	△ 32

【参 考】

- 市民センター（市民センター主催事業）
定期講座（教室・クラブ）、高齢者教育講座、女性教養講座、家庭教育学級、文化展等
- 社会教育団体
地区会、高齢者クラブ、女性会、子ども会関係、小中学校PTA、各種スポーツ団体等
- 市・県
水戸市関係各課、茨城県関係各課、高齢福祉課（いきいき健康クラブ等）、子育て広場
- その他
社会福祉協議会、民生・児童委員、町内会、女性防火クラブ、食生活改善推進員、サークル活動（趣味）等

【部屋別利用状況】

月		ホール	会議室	和室	調理室	図書室	合計
4	件数	50	15	21	4		90
	人員	599	154	157	32		942
5	件数	43	17	21	6		87
	人員	465	159	187	48		859
6	件数	60	19	24	6		109
	人員	756	180	187	50		1,173
7	件数	53	22	21	6		102
	人員	667	196	195	48		1,106
8	件数	11	7	6	0		24
	人員	165	46	56	0	3	270
9	件数	0	0	0	0		0
	人員	0	0	0	0		0
10	件数	57	24	24	6		111
	人員	692	218	180	45	1	1,136
11	件数	56	22	24	5		107
	人員	664	186	194	41		1,085
12	件数	62	26	22	6		116
	人員	890	285	186	46	3	1,410
1	件数	36	19	19	5		79
	人員	376	153	125	38		692
2	件数	22	13	13	0		48
	人員	173	89	88	0		350
3	件数	41	25	23	5		94
	人員	516	204	173	36		929
合計	件数	491	209	218	49		967
	人員	5,963	1,870	1,728	384	7	9,952
2年度 合計	件数	396	162	187	34		779
	人員	5,247	1,456	1,684	290	11	8,688
比較	件数	95	47	31	15		188
	人員	716	414	44	94	△ 4	1,264

《参考》 令和3年度 市民センター利用状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

No.	施設名	利用件数 (件)	利用人数 (人)
1	三の丸市民センター	1,961	22,725
2	内原市民センター	1,461	20,441
3	桜川市民センター	1,373	16,971
4	常磐市民センター	1,441	16,785
5	五軒市民センター	1,792	15,914
6	見和市民センター	1,199	15,018
7	双葉台市民センター	1,255	14,637
8	堀原市民センター	1,052	13,930
9	新荘市民センター	1,179	13,905
10	石川市民センター	988	12,820
11	竹隈市民センター	990	11,845
12	渡里市民センター	860	11,029
13	千波市民センター	942	10,638
14	緑岡市民センター	764	10,085
15	笠原市民センター	967	9,952
16	吉田市民センター	894	9,931
17	稲荷第一市民センター	926	9,929
18	城東市民センター	824	9,711
19	上中妻市民センター	906	8,899
20	寿市民センター	668	8,373
21	妻里市民センター	761	8,009
22	赤塚市民センター	833	7,951
23	見川市民センター	673	7,744
24	酒門市民センター	659	7,470
25	吉沢市民センター	708	7,440
26	稲荷第二市民センター	709	6,667
27	柳河市民センター	728	6,495
28	鯉淵市民センター	788	6,418
29	大場市民センター	654	6,299
30	山根市民センター	613	6,112
31	国田市民センター	582	5,872
32	上大野市民センター	540	5,453
33	下大野市民センター	483	5,445
34	飯富市民センター	431	4,515
	合 計	31,604	355,428

(2) 令和4年度 市民センター運営方針及び重点目標について

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、コロナ禍における感染症対策を徹底した上で、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災や令和元年東日本台風での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

- ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。
- イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。
- ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。
- エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化型改修の実施及び施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネット

ワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、子どもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 令和4年度 市民センター定期講座募集状況について

【教室】 初心者対象

令和4年6月1日現在

	教室名	曜日	時間	会費 (年額)	募集 人員	講師名	開講日	会場	継続	新規	合計
水	エアロビクス	第2・4 (水)	13:15~ 14:15	10,000円	15名	飛田 幸乃	5/11	ホール	-	10	10
金	ゆったりストレッチ &血流体操	第2・4 (金)	10:00~ 11:30	10,000円	15名	古谷 信義	開講なし	ホール	-	-	-
土	そば打ち	第3 (土)	9:30~ 11:30	15,000円	10名	小林 茂	5/21	ホール	-	8	8
	伝統文化こども 日本舞踊	第1・3 (土)	14:00~ 16:30	18,000円	11名	西崎 琴江	5/7	和室	-	7	7

【クラブ】 自主運営・初心者可

	クラブ名	曜日	時間	会費 (年額)	募集 人員	講師名	開講日	会場	継続	新規	合計
月	太極拳	第1・2・3 (月)	13:30~ 15:30	10,000円	7名	江面 久子	5/9	ホール	19	2	21
火	ヨガ A	第1・3 (火)	13:30~ 15:00	12,000円	4名	鯉沼千加子	5/17	和室	10	0	10
	ヨガ B	第2・4 (火)	13:30~ 15:00	12,000円	7名	鯉沼千加子	5/10	和室	7	7	14
	書道	第1・2・3 (火)	10:00~ 12:00	12,000円	2名	大橋 稔	5/10	和室	17	0	17
	笠原俳句	第2 (火)	9:30~ 12:00	10,000円	3名	天下井誠史	5/10	研修室	7	0	7
水	オカリナ	第1・3 (水)	10:00~ 12:00	12,000円	3名	野内 敏子	5/18	研修室	20	2	22
	茶道	第2・4 (水)	10:00~ 12:00	10,000円 (抹茶・菓子代別)	なし	福田 幸司	5/11	和室	12	0	12
	陶芸	第1・3 (水)	9:30~ 12:00	12,000円	2名	長岡 興	5/18	ホール	5	2	7
	さわやか卓球	第2・4 (水)	9:00~ 12:00	500円	3名	-	5/11	ホール	15	4	19
木	絵手紙	第1・3 (木)	10:00~ 12:00	10,000円	3名	茅根 啓子	5/12	研修室	7	0	7
	演歌舞踊	第1・3 (木)	13:30~ 15:30	20,000円	5名	石川満佐子	5/12	ホール	6	0	6
	お菓子作りA	第1 (木)	9:30~ 12:30	6,000円 (材料費別)	3名	塚原 秩子	4/28	調理室	9	3	12
	お菓子作りB	第3 (木)	9:30~ 12:30	6,000円 (材料費別)	なし	塚原 秩子	5/19	調理室	11	0	11
	フォークス ダンス	第2・4 (木)	10:00~ 12:00	15,000円	5名	池田 洋子	5/12	ホール	7	0	7
金	エンジョイ 英会話	第2・4 (金)	14:30~ 16:00	12,000円	5名	ニール・ハンリー	5/13	研修室	12	1	13
日	歌謡	第1・3 (日)	18:00~ 20:00	10,000円	10名	金沢はるみ	5/8	ホール	22	0	22
合計									186	46	232

(4) 令和4年度 市民センター等事業計画（案）について

1 教養講座関係

(1) いきいきカレッジ（笠原地区高齢者クラブ連合会共催事業）

回	期 日			内 容	講 師	募集人員
1	9月	2日	(金)	スマホ体験講座 「これからスマホを持ちたいあなたに！」	スマートフォンアドバイザー	20名
2	9月	26日	(月)	移動学習 「えこみっと」		38名

(2) 女性セミナー（笠原地区女性会共催事業）

回	期 日			内 容	講 師	募集人員
1	10月	6日	(木)	ピラティス教室	ピラティスインストラクター 岡田 典子	20名
2	11月	4日	(金)	移動学習 古河市方面 「ミヤト製菓」外		20名
3	11月	30日	(水)	ものづくり講座 「未 定」	水戸市植物公園職員	20名

(3) 夏休み子ども教室

回	期 日			内 容	講 師	募集人員
1	7月	26日	(火)	モザイクタイルでフォトフレーム作り教室 対象：1～3年生	(株)LIXIL 三村 絢子	12名
2	8月	1日	(月)	絵画教室 高学年(初日のみ)午後 低学年(2日間共)午前	元小学校教諭 別所 恵子	12名
		2日	(火)			各12名

(4) 冬休み子ども教室

回	期 日			内 容	講 師	募集人員
1	未 定			クリスマスオーナメント作り教室 対象：全学年	もりとわ	20名
2	12月	26日	(月)	多肉植物でつくる正月飾り 対象：全学年	カクタスブライト 二瓶 和宏	20名

(5) 家庭教育学級（笠原幼稚園共催事業）

回	期 日			内 容	講 師	募集人員
1	7月	8日	(金)	おなか元気きょうしつ ～早ね, 早おき, 朝ごはん, 朝ウンチ～	水戸ヤクルト販売株式会社 田口 まみ	親子 40名
2	11月	17日	(木)	もんきり あそび ～指先を使いながら, 切り紙あ そびをしてみよう～	茨城県立歴史館職員	親子 40名
3	2月	15日	(水)	モザイクタイルで宝ばこ作り	(株)LIXIL 三村 絢子	親子 40名

(6) 家庭教育強化事業（親子ふれあい教室）

回	期 日			内 容	講 師	募集人員
1	12月	12日	(月)	クリスマス会	未 定	親子 20名
2	未 定			ママのためのセルフケア教室	ヨガインストラクター 西澤 佳菜子	親子 20名
3	未 定			親子リトミック教室	未 定	親子 20名

2 地区主要事業関係

(1) 笠原地区福寿のつどい

期 日			内 容	主 催 者	招待者 517名 来場者 見込み 60名
9月	17日	(土)	アトラクション及び抽選会 (記念品等の配布)	社会福祉協議会笠原支部 会場： 茨城県総合福祉会館	

(2) 第61回水戸市体育祭

期 日			内 容	会 場	参加人員
10月	9日	(日)	笠原地区市民運動会	笠原小学校 校庭	見込み 2,000名
11月	19日	(土)	笠原地区市民歩く会 (往復 8km)	水戸市植物公園	40名

(3) 第26回笠原いきいき文化祭

期 日		内 容	協 力 団 体	来場者数
11月	12日 (土)	◇市民センター定期講座 ○展示の部 作品・活動写真展示 ○発表の部 作品販売・茶会	笠原市民センター 定期講座教室受講生	見込み 250名
	13日 (日)	◇市民センター定期講座 ○展示の部 作品・活動写真展示 ○発表の部 発表・作品販売	笠原市民センター 定期講座教室受講生	見込み 500名
		◇模 擬 店 とん汁 (無料) あんこ餅・きな粉餅 焼きそば	笠原地区総合自治連合会 笠原地区女性会 笠原地区女性防火クラブ 食生活改善推進員笠原支部	
		◇餅つき体験	笠原地区スポーツ団体連合会	
		◇輪投げ大会	笠原地区高齢者クラブ連合会	
		◇野菜・花苗・クッキー・生活用品等	身体・知的障害者就労支援施設	

(4) 文化部主催史跡めぐり

期 日		行 き 先	募集人員
12月	14日 (水)	移動学習 未 定	40名

(5) 自治連福祉厚生部主催 防犯・防火絵画ポスター展

期 日		内 容	会 場	対象者
1月23日～ 2月17日		防犯・防火絵画ポスター作品展 (最優秀作品等12点展示)	市内各金融機関4行	笠原小学校 5年生
2月	25日 (土)	防犯・防火絵画ポスター表彰式典 (最優秀作品等20点表彰)	笠原市民センター	

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、

市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができず、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

○水戸市市民センター条例施行規則

平成22年 3月30日

水戸市規則第14号

改正 平成28年 3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。